

はじめに

食育基本法の前文に「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも『食』が重要」とあるように、子どもが育ち、成長していく過程において、「食」の果たす役割には大きなものがあります。

しかしながら、子どもの中には、養育過程で虐待等により満足な食事ができなかつたり、日常での体験・経験が著しく乏しい児童がいます。保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童は、公的責任で社会的に養育し、保護することとなります。これを社会的養護といいます。

一方、社会的養護の対象となる子どもよりは上の年齢層が大部分を占めるニート（15～34歳の若者で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない人）やひきこもり等社会的自立が困難な若者についても、その職業的自立が今日大きな問題となっています。少子・高齢化が進展する中で、次代の担い手である若者が自立を果たせないままでは、社会全体にとって大きな損失となってしまいます。

社会的養護の対象となる子どもやニート等は、そこに至るまでの過程において、「食」や「農」に関する経験が乏しいのが実状です。

中国・四国地域には、社会的養護の下にある子どもやニート等の自立を、「食」や「農」の機能を活用し、支援している事例があります。そしてその関係者からは、「食」や「農」に関する体験・経験を重ねることが、豊かな人間性をはぐくみ、人としての感性を育てることにつながるとの考えが示されています。

本年度の「特集編」では、これらの子どもやニート等の養育や支援の過程において、「食」や「農」がどのように関わるかを検討し、中国・四国地域等における取組事例も踏まえながら、「食」や「農」が有する自立支援の可能性について検討してみます。